

岳南広域都市計画区域の変更に伴う建築規制の指定について

1. 建築基準法第22条第1項に規定する区域の指定について

計画書（案）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項に規定する区域を次のとおり指定する。

岳南広域都市計画区域の変更に伴い都市計画区域へ編入する区域とする。

「区域は別紙計画図表示のとおり」

※ 建築基準法第22条第1項に規定する区域とは、屋根を不燃性能等を有する材料で葺かなければならない区域をいう。

2. 用途地域の指定のない区域内の建築形態数値の指定について

計画書（案）

岳南広域都市計画区域の変更に伴い都市計画区域へ編入する区域（用途地域の指定のない区域）内における建築形態規制を次のように指定する。

区域	面積	容積率	建ぺい率	道路 高さ制限	隣地 高さ制限	備考 (行政区域に対する割合)
岳南広域都市計画区域の変更に伴い都市計画区域へ編入する区域（用途地域の指定のない区域）	約1,968ha	10分の20	10分の6	∠1.5	31m+∠2.5	行政区域面積約24,495haの内 約1,968ha 割合約8.0%

「区域は別紙計画図表示のとおり」